

(8) 令和6年度 地域内フィーダー系統確保維持計画について

① 計画策定の趣旨

「地域内フィーダー系統確保維持計画」は、地域の実情に応じた生活交通の確保維持を目的とした『地域公共交通確保維持事業』を受けるために必要な計画です。「地域内交通の運行」への支援を目的に策定するものであり、国の支援を受ける路線や、利用者数などの目標、そのための事業者、事業の効果などを定めます。本計画を策定することにより、生活交通路線の維持・確保や車両更新のための国の補助金の交付を受けることが可能となります。

※地域間幹線系統（自治体間を結ぶ路線）か羽越本線に接続するバス系統をフィーダー系統と呼んでいます。

② 計画の変更点

○ 路線見直しによる系統数の変更

令和6年度計画			令和5年度計画	
系統数	22 系統	← 【休止】1.鶴岡-大鳥線 (バス路線1減)	系統数	23 系統
バス路線	17 系統		バス路線	18 系統
市営バス	4 系統		市営バス	4 系統
デマンド	1 系統		デマンド	1 系統

○ 車両減価償却費等補助対象車両の変更

令和6年度計画			令和5年度計画	
市内循環線	8 台	← 鶴岡-越沢線の1台 鶴岡-湯野浜線の1台 計2台の 減価償却期間終了	鶴岡-越沢線	1 台
			鶴岡-湯野浜線	1 台
			市内循環線	8 台

地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細

市町村名： 鶴岡市

○地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第17条第2項第1号～第4号関係)

1. 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

【山形県地域公共交通計画に基づくもの】

- 山形県地域公共交通計画<施策・事業3-2-1>地域内交通ネットワークについて、市内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。
 - ・地域公共交通活性化協議会および地域公共交通会議における、市内交通ネットワークの課題に関する年2回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（鶴岡市）
- 山形県地域公共交通計画<施策・事業1-1-1><1-2-1>によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP等のデータを適時適切に提供する。（鶴岡市・交通事業者）
 - ・GTFS-JPの作成・提供（鶴岡市）
- 山形県地域公共交通計画の<施策・事業3-1-1>に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。（鶴岡市）
 - ・地域公共交通計画の<施策・事業2-1-1>によって導入される交通系ICカードについて、市民や来訪者への普及啓発（交通事業者、鶴岡市）
 - ・本事業対象路線・サービスに対して交通系ICカードの導入の検討（鶴岡市、交通事業者）
- その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。
 - ・市内の学校や地域の団体を対象に啓発活動を行う（鶴岡市、交通事業者）。

【鶴岡市地域公共交通計画に基づくもの】

- 「既存路線ネットワークの再編」

公共交通ネットワークについて、地域や交通事業者及び行政など地域ぐるみで検討し、利便性の高い交通網の再編実施と運賃割引制度の拡充により利用拡大を図る。【実施主体：住民・鶴岡市・交通事業者】
- 「多くの機関と連動したサービス展開」

温泉施設へのバスの乗入れやポイントカードによるサービス等、公共施設をはじめ観光、商業施設との連携により、公共交通による地域活性化を図る。【実施主体：鶴岡市・交通事業者】
- 「公共交通に対する市民意識の醸成」

モビリティ・マネジメントの実施により、公共交通に対する市民意識の醸成を図ることで利用者の増加をめざす。【実施主体：鶴岡市・交通事業者】
- 「公共交通について議論する場の創出」

地域単位の交通懇談会の開催により、公共交通を取り巻く現状と課題を共有すると共に、マイバス意識の醸成を図り、身近な移動手段の維持、確保、改善に向けた取り組みを地域ぐるみで実施する。【実施主体：住民・鶴岡市・交通事業者】
- 「交通案内の改善・充実」

公共交通をより分かりやすく利用できるように、地域版路線バス時刻表や運賃の割引サービスの周知用チラシの配布をはじめ、地域公共交通の情報を広報紙やホームページなどで分かりやすく発信する。【実施主体：鶴岡市・交通事業者】

2. 運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を作成し添付

3. 運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

○山形県地域公共交通計画 大目標 数値目標2の鶴岡市相当分の達成

- ・県全体目標値（目標年度：R7）

RESASの移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外 60,000 人、県内 70,000 人

- ・鶴岡市目標値（目標年度：R7）

県外 5,000 人、県内 5,000 人

○山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標3の鶴岡市相当分の達成

- ・県全体目標値（目標年度：R7）

市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人（R01 現況値 2.48 回／人）

- ・鶴岡市の目標値（目標年度：R7）

3.3 回／人（直近年度の実績 2.9 回／人 実績 359,018 人／人口 122,347 人）

○山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標4の鶴岡市相当分の達成

- ・県全体目標値（目標年度：R7）

市町村の移動サービスに対する負担額

地域鉄道 : 7,203 万 6 千円（直近年度の実績 7,203 万 6 千円）

路線バス : 4 億 6,000 万円（直近年度の実績 4 億 7,553 万 4 千円）

コミュニティバス : 4 億 4,000 万円（直近年度の実績 5 億 3,331 万 4 千円）

デマンド交通 : 1 億 5,000 万円（直近年度の実績 2 億 4,033 万 9 千円）

タクシー : 1 億円（直近年度の実績 103 万円）

- ・鶴岡市目標値（目標年度：R7）

路線バス : 1 億 4,606 万 2 千円（直近年度の実績 1 億 2358 万円）

コミュニティバス : 1,351 万 4 千円（直近年度の実績 1,697 万 5 千円）

デマンド交通 : 311 万 7 千円（直近年度の実績 420 万 3 千円）

○上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）

◇◇公共交通利用者数（走行キロ当たり）：0.55（直近年度の実績 0.55）

◇◇路線の収支率：45%以上（直近年度の実績 37.3%）

◇◇公共交通への公的資金投入額（利用者一人当たり）350 円（直近年度の実績 397 円）

○事業の効果

地域内フィーダー系統路線バスを維持・充実することにより、鶴岡市（対象人口 122,347 人）の高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保される。

また、地域間幹線系統路線バスやJRとの公共交通ネットワークが充実することで、中心市街地と周辺地域を結ぶ効率的な運行体系が実現できる。

ひいては、市民や観光客などのまち歩き、おでかけ機会の促進により、地域活性化も期待できる。

○上記目標・細目標の評価手法・測定方法

- ・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新のRESASの数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、鶴岡市公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

別表1に記載の路線について、その運行に係る費用総額2億2,311万円（R4年度）のうち鶴岡市から運行事業者への補助金額は、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を次の通り負担することとしている。

旧04条路線…補助対象経費は、補助対象期間における補助対象路線ごとの補助対象経常費用と経常収益の差額とし、補助対象経常費用とは乗合バス事業者キロ当たり経常費用又は地域キロ当たり標準経常費用のいずれか低い額に補助対象路線の実車走行キロ数を乗じて得た額をいう。

旧21条路線…補助対象経費は、補助対象期間における補助対象路線ごとの補助対象経常費用と経常収益の差額（以下「経常欠損額」という。）とし、補助金の交付額は、補助対象路線ごとの経常欠損額又は実車走行キロ数に地域キロ当たり標準経常費用を乗じて得た額のいずれか低い額の合計額

また、別表1に記載の路線への上記鶴岡市の補助金額も含めた「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する鶴岡市の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

○車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第21条第1号～第4号関係）

5. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

運行事業者においては、地域内フィーダー系統の運行に係る車両について、保守点検を重ねて使用しているところではあるが、車齢が20年を超える車両も15台運行している状況から、安全性の確保と費用効率化の面から適切な車両の更新が必要となっている。

6. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（1）事業の目標

フィーダー系統にて運行している老朽化した車両の更新を行い新たな車両を導入することで、利用者の安全性と快適性を高めるとともに、事業者における修繕と購入に係る費用負担のバランスをとる。

（令和4年度に計8台の車両を購入）

○山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標3の鶴岡市相当分の達成

・県全体目標値（目標年度R7）

市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50回／人（R01 現況値 2.48回／人）

・鶴岡市の目標値（目標年度R7）

3.3回／人（直近年度の実績 2.9回／人 実績359,018人／人口122,347人）

○山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標4の鶴岡市相当分の達成

・県全体目標値（目標年度：R7）

市町村の移動サービスに対する負担額

地域鉄道 : 7,203万6千円（直近年度の実績7,203万6千円）

路線バス : 4億6,000万円（直近年度の実績4億7,553万4千円）

コミュニティバス : 4億4,000万円（直近年度の実績5億3,331万4千円）

デマンド交通 : 1億5,000万円（直近年度の実績2億4,033万9千円）

タクシー : 1億円（直近年度の実績103万円）

- ・鶴岡市目標値（目標年度 R7）
 - 路線バス : 1 億 4,606 万 2 千円（直近年度の実績 1 億 2358 万）
 - コミュニティバス : 1,351 万 4 千円（直近年度の実績 1,697 万 5 千円）
 - デマンド交通 : 311 万 7 千円（直近年度の実績 420 万 3 千円）
- 上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）
 - ◇◇中心市街地でのバス乗降者数の増加 : 413 人（直近年度の実績 414 人）
 - ◇◇駅や商店街の歩行者数 : 4,480 人（直近年度の実績 3,375 人）

(2) 事業の効果

新たな車両を導入することで、安全性と快適性が高まるとともに、修繕と購入に係る費用負担のバランスをとることができる。

また、超低床型車両（ノンステップバス）を導入することにより、沿線地域の高齢者や交通弱者の移動の足が確保され、地域住民の活動の更なる活性化が期待できる。

7. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 6」を作成し添付

8. 車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

【取得計画】令和 4 年度に計 8 台の車両購入

【事業者名】庄内交通株式会社

【取得総額】80,400,000 円（R4 年度）

【市負担額】18,000,000 円（R4 年度～R8 年度）※鶴岡市車両減価償却費等補助金

※市から運行事業者への補助金額については、国庫補助金を差し引いた差額分を交通事業者と折半し、支援することとしている。

○その他申請に関する事項

9. 協議会の開催状況と主な議論

○山形県地域公共交通活性化協議会（全体協議会）

<令和 4 年度>

- ・令和 4 年 6 月 27 日（第 1 回）：地域公共交通計画の修正等についての議論案の議論
- ・令和 4 年 9 月 21 日（第 2 回）：地域間幹線系統の協議運賃についての議論（書面協議）（日付は書面協議成立時）
- ・令和 5 年 1 月 27 日（第 3 回）：令和 4 年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論
- ・令和 5 年 3 月 30 日（第 4 回）：山形県地域公共交通計画の変更について（書面協議）（日付は書面協議成立時）

<令和 5 年度>

- ・令和 5 年 6 月 28 日（第 1 回）：地域公共交通計画の修正等についての議論案の議論

○山形県地域公共交通活性化協議会（地域別部会）

<令和 4 年度>

山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（庄内）

- ・令和 4 年 12 月 23 日：地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細等の変更（日付は書面協議成立時）

○ 鶴岡市地域公共交通活性化協議会（鶴岡市地域公共交通会議）

<令和4年度>

- ・令和4年6月21日（第1回）：
 - (1) 令和5年度地域内フィーダー系統確保維持計画について
 - (2) 生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）について
- ・令和4年8月17日（第2回・書面協議）：
 - 庄内交通バス路線等の変更について
- ・令和4年9月28日（第3回・書面協議）：
 - 庄内交通バス 市内循環線の運賃について
- ・令和4年11月9日（第4回・書面開催）：
 - (1) 庄内交通バス 冬季間の運行計画の変更について
 - (2) 藤島東栄地区デマンド交通運行計画の一部変更について
- ・令和5年2月1日（第5回）：
 - (1) 庄内交通バス路線について（廃止・変更等）
 - (2) 朝日地域市営バスの経路変更について
 - (3) 櫛引地域スクールバス混乗（中学校～たらのき代線）の運行時刻等の変更について

<令和5年度>

- ・令和5年4月20日（第1回・書面開催）：
 - 温海地域乗合タクシーの経路変更等について

10. 利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により鶴岡市民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

本市では、地域公共交通総合連携計画策定時（平成22年度）及び地域公共交通網形成計画策定時（平成27年度）、鶴岡市地域公共交通計画策定時（令和2年度）に実施した市民アンケート調査、地域単位の交通懇談会等により市民の意見収集を図ったほか、本計画について、住民代表を含む法定協議会で協議を行っており、住民の意見を十分に反映している。

さらに、定期的な利用実態調査の実施や、市民、地域、交通事業者、関係機関などの意見を伺う機会を設けることで利用者等の意見を反映することとしている。

また、鶴岡市地域公共交通活性化協議会については、その開催をHPでお知らせし会議の様子について、傍聴することができるようにしている他、会議資料や会議概要についても開催結果としてHPに掲載し、全ての市民が閲覧できる状況としている。

11. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を作成し添付

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）山形県鶴岡市馬場町9番25号

（所 属）鶴岡市企画部地域振興課

（氏 名）横田 淳一郎

（電 話）0235-35-1191 内線522

（e-mail）chiikishinko@city.tsuruoka.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	經由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
山形県 鶴岡市	庄内交通株式会 社	(1) 鶴岡上田沢線	エスモール	山添	上田沢	往 30.4 km 復 30.5 km	239日	358.5回			路線定期運行	①、②(1)	③	
		(2) 鶴岡大網線	エスモール	山添	大網局前	往 25.2 km 復 25.3 km	239日	358.5回			路線定期運行	①、②(1)	③	
		(3) 鶴岡(勝福寺)ゆ～ Town線	エスモール	勝福寺	ゆ～Town	往 9.4 km 復 9.5 km	239日	717.0回			路線定期運行	①、②(1)	③	
		(4) 鶴岡(湯田川)越沢	エスモール	湯田川温泉	越沢	往 34.3 km 復 34.1 km	366日	1,095.0回			路線定期運行	①、②(1)	③	
		(5) 鶴岡(物産館)温海 線	エスモール	庄内観光物産館	温海営業所	往 41.0 km 復 40.2 km	366日	1,573.0回			路線定期運行	①、②(1)	③	
		(6) 鶴岡(藤島駅前)清 川線	エスモール	藤島駅前	清川八幡宮前	往 24.4 km 復 24.4 km	239日	717.0回			路線定期運行	①、②(1)	③	
		(7) 鶴岡(湯田川)坂の 下線	エスモール	湯田川温泉	坂の下	往 17.5 km 復 17.3 km	239日	358.5回			路線定期運行	①、②(1)	③	
		(8) 鶴岡(稲生町)湯田 川線	エスモール	稲生町	湯田川温泉	往 10.0 km 復 9.8 km	366日	1,021.5回			路線定期運行	①、②(1)	③	
		(9) こころの医療セン ター(稲生町)湯田 川線	エスモール	稲生町	湯田川温泉	往 13.3 km 復 13.0 km	239日	188.5回			路線定期運行	①、②(1)	③	
		(10) 鶴岡(物産館・加茂 水族館)湯野浜線	エスモール	加茂水族館	湯野浜温泉	往 22.0 km 復 21.9 km	366日	2,666.5回			路線定期運行	①、②(1)	③	
		(11) 鶴岡(物産館・善宝 寺)湯野浜線	エスモール	善宝寺	湯野浜温泉	往 18.3 km 復 18.2 km	366日	1,759.0回			路線定期運行	①、②(1)	③	
		(12) 鶴岡(山添)落合	エスモール	山添	朝日庁舎	往 17.0 km 復 17.1 km	366日	1,549.0回			路線定期運行	①、②(1)	③	
		(13) 鶴岡中央高校線	エスモール		中央高校	往 1.3 km 復 1.3 km	211日	211.0回			路線定期運行	①、②(1)	③	
		(14) いでは文化記念館 -羽黒山頂線	エスモール	林間村庄内南郷	羽黒山頂	往 7.6 km 復 7.6 km	366日	1,933.5回			路線定期運行	①、②(1)	③	
		(15) 鶴岡市内循環A コース	エスモール		エスモール	右 14.9 km 左 14.6 km	362日	2,898.0回			路線定期運行	①、②(1)	③	
		(16) 鶴岡市内循環B コース	エスモール		エスモール	右 12.4 km 左 12.8 km	362日	2,896.0回			路線定期運行	①、②(1)	③	
		(17) 鶴岡市内循環C コース	エスモール		エスモール	右 14.8 km 左 14.9 km	362日	2,896.0回			路線定期運行	①、②(1)	③	
鶴岡市	鶴岡市	(18) 羽黒地域市営バス 上川代・小増川線	上川代	ゆほか	鶴岡駅	往 26.3 km 復 26.3 km	142日	213.0回			路線定期運行	①、②(1)	③	
		(19) 羽黒地域市営バス 上川代・小増川線	上川代		ゆほか	往 18.7 km 復 18.7 km	142日	213.0回			路線定期運行	①、②(1)	③	
		(20) 羽黒地域市営バス 今野線	川代山	ゆほか	鶴岡駅	往 22.8 km 復 22.8 km	151日	226.5回			路線定期運行	①、②(1)	③	
		(21) 羽黒地域市営バス 今野線	川代山		ゆほか	往 14.2 km 復 14.2 km	151日	226.5回			路線定期運行	①、②(1)	③	
	庄交ハイヤー 株式会社	(22) 藤島東栄地区デマ ンド交通		東栄地区		往 km 復 km	293日	1,758.0回			区域	②(1)	③	

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「經由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	經由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
山形県 鶴岡市	庄内交通株式会 社	(1) 鶴岡上田沢線	エスモール	山添	上田沢	往 30.4 km 復 30.5km	240日	360.0回			路線定期運行	①、②(1)	③	
		(2) 鶴岡大網線	エスモール	山添	大網局前	往 25.2 km 復 25.3 km	240日	360.0回			路線定期運行	①、②(1)	③	
		(3) 鶴岡(勝福寺)ゆ～ Town線	エスモール	勝福寺	ゆ～Town	往 9.4 km 復 9.5 km	240日	720.0回			路線定期運行	①、②(1)	③	
		(4) 鶴岡(湯田川)越沢	エスモール	湯田川温泉	越沢	往 34.3 km 復 34.1 km	365日	1,092.0回			路線定期運行	①、②(1)	③	
		(5) 鶴岡(物産館)温海 線	エスモール	庄内観光物産館	温海営業所	往 41.0 km 復 40.2 km	365日	1,572.0回			路線定期運行	①、②(1)	③	
		(6) 鶴岡(藤島駅前)清 川線	エスモール	藤島駅前	清川八幡宮前	往 24.4 km 復 24.4 km	240日	720.0回			路線定期運行	①、②(1)	③	
		(7) 鶴岡(湯田川)坂の 下線	エスモール	湯田川温泉	坂の下	往 17.5km 復 17.3km	240日	360.0回			路線定期運行	①、②(1)	③	
		(8) 鶴岡(稲生町)湯田 川線	エスモール	稲生町	湯田川温泉	往 10.0km 復 9.8km	365日	1,023.0回			路線定期運行	①、②(1)	③	
		(9) こころの医療セン ター(稲生町)湯田 川線	エスモール	稲生町	湯田川温泉	往 13.3km 復 13.0km	240日	187.0回			路線定期運行	①、②(1)	③	
		(10) 鶴岡(物産館・加茂 水族館)湯野浜線	エスモール	加茂水族館	湯野浜温泉	往 22.0km 復 21.9km	365日	2,665.0回			路線定期運行	①、②(1)	③	
		(11) 鶴岡(物産館・善宝 寺)湯野浜線	エスモール	善宝寺	湯野浜温泉	往 18.3km 復 18.2km	365日	1,757.5回			路線定期運行	①、②(1)	③	
		(12) 鶴岡(山添)落合	エスモール	山添	朝日庁舎	往 17.0km 復 17.1km	365日	1,548.0回			路線定期運行	①、②(1)	③	
		(13) 鶴岡中央高校線	エスモール		中央高校	往 1.3km 復 1.3km	213日	213.0回			路線定期運行	①、②(1)	③	
		(14) いでは文化記念館 -羽黒山頂線	エスモール	林間村庄内南郷	羽黒山頂	往 7.6km 復 7.6km	365日	1,928.0回			路線定期運行	①、②(1)	③	
		(15) 鶴岡市内循環A コース	エスモール		エスモール	右 14.9km 左 14.6km	361日	2,888.0回			路線定期運行	①、②(1)	③	
		(16) 鶴岡市内循環B コース	エスモール		エスモール	右 12.4km 左 12.8km	361日	2,888.0回			路線定期運行	①、②(1)	③	
		(17) 鶴岡市内循環C コース	エスモール		エスモール	右 14.8km 左 14.9km	361日	2,888.0回			路線定期運行	①、②(1)	③	
鶴岡市	鶴岡市	(18) 羽黒地域市営バス 上川代・小増川線	上川代	ゆほか	鶴岡駅	往 26.3 km 復 26.3 km	143日	214.5回			路線定期運行	①、②(1)	③	
		(19) 羽黒地域市営バス 上川代・小増川線	上川代		ゆほか	往 18.7 km 復 18.7 km	143日	214.5回			路線定期運行	①、②(1)	③	
		(20) 羽黒地域市営バス 今野線	川代山	ゆほか	鶴岡駅	往 22.8 km 復 22.8 km	144日	216.0回			路線定期運行	①、②(1)	③	
		(21) 羽黒地域市営バス 今野線	川代山		ゆほか	往 14.2 km 復 14.2 km	144日	216.0回			路線定期運行	①、②(1)	③	
	庄交ハイヤー 株式会社	(22) 藤島東栄地区デマ ンド交通		東栄地区		往 km 復 km	287日	1,722.0回			区域	②(1)	③	

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「經由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	經由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
山形県 鶴岡市	庄内交通株式会 社	(1) 鶴岡上田沢線	エスモール	山添	上田沢	往 30.4 km 復 30.5 km	238日	357.0回			路線定期運行	①、②(1)	③	
		(2) 鶴岡大網線	エスモール	山添	大網局前	往 25.2 km 復 25.3 km	238日	357.0回			路線定期運行	①、②(1)	③	
		(3) 鶴岡(勝福寺)ゆ～ Town線	エスモール	勝福寺	ゆ～Town	往 9.4 km 復 9.5 km	238日	714.0回			路線定期運行	①、②(1)	③	
		(4) 鶴岡(湯田川)越沢	エスモール	湯田川温泉	越沢	往 34.3 km 復 34.1 km	365日	1,092.0回			路線定期運行	①、②(1)	③	
		(5) 鶴岡(物産館)温海 線	エスモール	庄内観光物産館	温海営業所	往 41.0 km 復 40.2 km	365日	1,560.0回			路線定期運行	①、②(1)	③	
		(6) 鶴岡(藤島駅前)清 川線	エスモール	藤島駅前	清川八幡宮前	往 24.4 km 復 24.4 km	238日	714.0回			路線定期運行	①、②(1)	③	
		(7) 鶴岡(湯田川)坂の 下線	エスモール	湯田川温泉	坂の下	往 17.5 km 復 17.3 km	238日	357.0回			路線定期運行	①、②(1)	③	
		(8) 鶴岡(稲生町)湯田 川線	エスモール	稲生町	湯田川温泉	往 10.0 km 復 9.8 km	365日	1,020.0回			路線定期運行	①、②(1)	③	
		(9) こころの医療セン ター(稲生町)湯田 川線	エスモール	稲生町	湯田川温泉	往 13.3 km 復 13.0 km	238日	186.0回			路線定期運行	①、②(1)	③	
		(10) 鶴岡(物産館・加茂 水族館)湯野浜線	エスモール	加茂水族館	湯野浜温泉	往 22.0 km 復 21.9 km	365日	2,658.0回			路線定期運行	①、②(1)	③	
		(11) 鶴岡(物産館・善宝 寺)湯野浜線	エスモール	善宝寺	湯野浜温泉	往 18.3 km 復 18.2 km	365日	1,753.5回			路線定期運行	①、②(1)	③	
		(12) 鶴岡(山添)落合	エスモール	山添	朝日庁舎	往 17.0 km 復 17.1 km	365日	1,544.0回			路線定期運行	①、②(1)	③	
		(13) 鶴岡中央高校線	エスモール		中央高校	往 1.3 km 復 1.3 km	208日	208.0回			路線定期運行	①、②(1)	③	
		(14) いでは文化記念館 -羽黒山頂線	エスモール	林間村庄内南郷	羽黒山頂	往 7.6 km 復 7.6 km	365日	1,925.5回			路線定期運行	①、②(1)	③	
		(15) 鶴岡市内循環A コース	エスモール		エスモール	右 14.9 km 左 14.6 km	361日	2,888.0回			路線定期運行	①、②(1)	③	
		(16) 鶴岡市内循環B コース	エスモール		エスモール	右 12.4 km 左 12.8 km	361日	2,888.0回			路線定期運行	①、②(1)	③	
		(17) 鶴岡市内循環C コース	エスモール		エスモール	右 14.8 km 左 14.9 km	361日	2,888.0回			路線定期運行	①、②(1)	③	
鶴岡市	鶴岡市	(18) 羽黒地域市営バス 上川代・小増川線	上川代	ゆほか	鶴岡駅	往 26.3 km 復 26.3 km	140日	210.0回			路線定期運行	①、②(1)	③	
		(19) 羽黒地域市営バス 上川代・小増川線	上川代		ゆほか	往 18.7 km 復 18.7 km	140日	210.0回			路線定期運行	①、②(1)	③	
		(20) 羽黒地域市営バス 今野線	川代山	ゆほか	鶴岡駅	往 22.8 km 復 22.8 km	148日	222.0回			路線定期運行	①、②(1)	③	
		(21) 羽黒地域市営バス 今野線	川代山		ゆほか	往 14.2 km 復 14.2 km	148日	222.0回			路線定期運行	①、②(1)	③	
	庄交ハイヤー 株式会社	(22) 藤島東栄地区デマ ンド交通		東栄地区		往 km 復 km	288日	1,728.0回			区域	②(1)	③	

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「經由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	鶴岡市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	65,109
交通不便地域等	122,347

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
122,347	鶴岡市全域	過疎地域自立促進特別措置法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑩))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2) 添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

表6 車両の取得計画の概要(車両減価償却費等補助)(地域内フィーダー系統)

市区町村名	バス事業者等名	申請番号	運行の用に供する補助対象系統名(申請番号)	補助対象車両の種別			乗車定員	購入年月	利便増進特例措置	運送継続特例措置	購入等の種別
				イ	ロ	ハ					
山形県 鶴岡市	庄内交通株式会社	1	(15) 鶴岡市内循環 (16) 線 (17)	小型車両			13	R4.10			一括
		2	(15) 鶴岡市内循環 (16) 線 (17)	小型車両			13	R4.10			一括
		3	(15) 鶴岡市内循環 (16) 線 (17)	小型車両			13	R4.10			一括
		4	(15) 鶴岡市内循環 (16) 線 (17)	小型車両			13	R4.10			一括
		5	(15) 鶴岡市内循環 (16) 線 (17)	小型車両			13	R4.10			一括
		6	(15) 鶴岡市内循環 (16) 線 (17)	小型車両			13	R4.10			一括
		7	(15) 鶴岡市内循環 (16) 線 (17)	小型車両			13	R4.10			一括
		8	(15) 鶴岡市内循環 (16) 線 (17)	小型車両			13	R4.10			一括

(注)

- 「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型、小型車両又はプティバスの別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。
- 「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人あたりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。
- 「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。
- 「利便増進特例措置」又は「運送継続特例措置」については、地域公共交通利便増進計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「○」を記載すること。
- 「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画運行回 数	利便 増進 特別 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
山形県 鶴岡市	庄内交通 株式会社	(1) 鶴岡大鳥線	エスマール	山添	西大鳥	往 39.1 km 復 39.2 km	240日	240.0回					③
		(2) 鶴岡上田沢線	エスマール	山添	上田沢	往 30.4 km 復 km	240日	120.0回					③
		(3) 鶴岡大網線	エスマール	山添	大網局前	往 25.2 km 復 25.3 km	240日	360.0回					③
		(4) 鶴岡(勝福寺)ゆ～Town線	エスマール	勝福寺	ゆ～Town	往 9.4 km 復 9.5 km	240日	720.0回					③
		(5) 鶴岡(湯田川)越沢	エスマール	湯田川温泉	越沢	往 34.3 km 復 34.1 km	365日	1,092.0回					③
		(6) 鶴岡(物産館)温海線	エスマール	庄内観光物産館	温海営業所	往 41.0 km 復 40.2 km	365日	1,572.0回					③
		(7) 鶴岡(藤島駅前)清川線	エスマール	藤島駅前	清川八郎記念館	往 24.3 km 復 24.3 km	240日	720.0回					③
		(8) 鶴岡(湯田川)坂の下線	エスマール	湯田川温泉	坂の下	往17.5km 復17.3km	240日	360.0回					③
		(9) 鶴岡(稻生町)湯田川線	エスマール	稲生町	湯田川温泉	往10.0km 復 9.8km	365日	1,041.0回					③
		(10) こころの医療センター(稲生町)湯田川線	こころの医療センター	稲生町	湯田川温泉	往13.3km 復13.0km	240日	169.0回					③
		(11) 鶴岡(物産館・加茂水族館)湯野浜線	エスマール	加茂水族館	湯野浜温泉	往22.0km 復21.9km	365日	2,665.0回					③
		(12) 鶴岡(物産館・善宝寺)湯野浜線	エスマール	善宝寺	湯野浜温泉	往18.3km 復18.2km	365日	1,757.5回					③
		(13) 鶴岡(山添)落合	エスマール	山添	朝日庁舎	往17.0km 復17.1km	365日	1,548.0回					③
		(14) 鶴岡中央高校線	エスマール		中央高校	往1.3km 復1.3km	212日	212.0回					③
		(15) いでは文化記念館-羽黒山頂線	いでは文化記念館	休暇村庄内羽黒	羽黒山頂	往7.6km 復7.6km	365日	1,965.0回					③
		(16) 鶴岡市内循環Aコース	エスマール		エスマール	右14.9km 左14.6km	365日	2,920.0回					③
		(17) 鶴岡市内循環Bコース	エスマール		エスマール	右12.4km 左12.8km	365日	2,920.0回					③
		(18) 鶴岡市内循環Cコース	エスマール		エスマール	右14.8km 左14.9km	365日	2,920.0回					①

(注)

※R5.4.1経路変更に伴うキロ程誤記載の訂正

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特別措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特別措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特別措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。